

COCIR-WEEE 指令 調査出張報告

国際部会 海外法規委員会

訪問先： COCIR の WEEE 責任者、Dr. シュローダー

日時： 2005 年 4 月 19 日 場所： ドイツ エアランゲン

COCIR の WEEE 責任者、Dr. シュローダーと直接ミーティングを持つため、彼の所属の SIEMENS MEDICAL SOLUTIONS のドイツ エアランゲン本部を訪問した。

ミーティングの内容

(1) ドイツでの登録

共同機関 EAR に Producer (生産者) が登録する。他の官公庁に登録する必要はない。

リサイクルシステムの構築について、a) B to C (一般家庭からの WEEE)、b) B to B (一般家庭以外からの WEEE、多くの JIRA 会員の会社の製品) それぞれに関し、情報を得た。

(2) WEEE 指令 医療機器のリサイクルの達成率について

医療機器のリサイクル率については他の家電製品等と違いターゲットは設定されていない。

2007 年からリサイクル率を決めるためのプロジェクトを COCIR でスタートする。

(3) RoHS 指令について

2006 年 7 月 1 日実施の RoHS 指令についても、現時点で医療機器は免除になっている。

2005 年 2 月 13 日までに医療機器を含めるか等の提案があるはずであったが、作業は遅れている。

(4) EuP 指令について

2007 年より発効する可能性大。年間 200,000 以上販売する製品を意図するため、医療機器は当面免除となる。製品のライフサイクルすなわち原材料、製造、梱包、運送、販売、取付け、サービス、使用、廃棄による環境へのインパクトを分析し、材料、エネルギー、水、エア、放射線、電磁波の消費につき、削減目標を定め、取り組むことが義務づけられる。

(5) IEC 60601-1-9

現在の IEC 60601-1 に環境に関する規定があるが、その部分が独立したと考えてもよい。製造者は、すべての製品ライフサイクルにおける、環境への影響を分析し、環境への影響を合理的な範囲内で、削減する必要がある。

WEEE 及び RoHS 指令における各国での生産者登録

COCIR 以外から得た情報であるが、現在指令で一番注目されているのは各国での生産者登録。これは医療機器指令のように EU で 1 回登録すればよいのではなく、各国での登録が必要になる。

WEEE 及び RoHS 指令の混乱

WEEE 指令は各国に裁量を持たせたため、大変な混乱を起こしている。先ごろ欧州委員会より質問集が発行された。たとえば put on the market の定義では market は、欧州市場を想定している。しかしながら依然加盟国の法律は、market は自国になりがちであり、これが改善されるかどうかについては、依然はっきりしないのが現状である。このため今後も各国の動向について注視しておく必要がある。



Dr. シュローダーと出張者の比留川裕三委員（株モリタ製作所）